

論

説

## 青森県における性犯罪被害者への対応

千歳和哉・平岡友良・小川克弘  
後藤高志・苫米地 怜・蓮尾 豊  
藤盛嘉章

青森県臨床産婦人科医会女性保健委員会

### Support for sexual assault in Aomori prefecture

Kazuya CHITOSE, Tomoyoshi HIRAOKA, Yoshihiro OGAWA  
Takashi GOTOH, Satoshi TOMABECHI, Yutaka HASUO  
Yoshiaki FUJIMORI

*Women's Health Commission, Aomori Society of Obstetricians and Gynecologists*

#### はじめに

性的暴力とはある人から他の人に、同意を得ることなく加えられた性的行為すべてを言う。性犯罪を受けた被害者は、大きな精神的・肉体的負担を一方的に受けることとなる。この性的暴力による肉体的・精神的被害を医学的に正確に評価し、必要あれば治療を行い、日常生活・社会生活に適切に復帰・適応できるよう医学的支援を行うことが専門職たる我々産婦人科医師に求められている。

今回、この小稿においては、まず青森県におけるこれまでの性犯罪被害者支援について関係諸機関の状況を交えて解説する。さらに現在、我が国において推進されている性犯罪被害者支援対策に基づき青森県内の産婦人科医に求められている役割、すなわち「医学的役割・診療の実際」や「法的役割・警察との連携」とそれに関わる「諸留意事項」について述べ、今後の問題点についても指摘したい。

#### 性犯罪被害者への対応の経緯

##### 1) 行政の対応

これまで性犯罪が発生した場合、警察署は被害者の診察を近隣の産婦人科に依頼し、証拠採取と診断書の作成を警察の予算において行っていた。

平成18年度、国は犯罪被害者等基本法の施行に伴い、性犯罪被害者が受ける経済的・精神的負担を軽減する等の目的で、性犯罪被害者に対して性感染症や緊急避妊、さらに万一妊娠した場合の人工妊娠中絶の費用等を負担する制度を開始した。平成19年度からは青森県もこの制度を導入した。この制度の導入に際して、警察庁は全国の都道府県警察に対し、「事件発生時における迅速かつ適切な診断・治療及び証拠採取や女性医師による診断等を行うために、産婦人科医会とのネットワークを構築し、具体的支援を受けるための連携強化等を図り、適切かつ円滑な性犯罪捜査を推進する」ように指示した。そのためには、地域医師会や産婦人科医会支部との連携が必要とされている。

##### 2) 日本産婦人科医会の対応

日本産婦人科医会女性保健部は、性犯罪被害者への公的な医療支援に関する対応とし

表1 性犯罪被害者の診療における産婦人科医の役割

医学的役割
① インフォームドコンセント
② 正確な病歴聴取（婦人科歴）
③ 身体的傷害を評価判定し治療
④ 適切な培養検査を行い感染症があれば治療
⑤ B型肝炎・C型肝炎・梅毒・HIVなどの血液検査
⑥ 予防的抗生物質などの投与
⑦ 望まない妊娠を避けるための治療
⑧ 妊娠してしまった場合は人工妊娠中絶を考慮
⑨ カウンセリング
⑩ フォローアップ
法的役割
① 事件の正確な記述
② 肉体的傷害の記録
③ サンプル採取（膣分泌液、恥毛、爪下残留物、唾液など）
④ 警察に報告していない場合には被害者の同意を得て報告・証拠採取

て、「産婦人科における性犯罪被害者対応マニュアル」（平成20年6月刊）を作成し、医会会員への協力を依頼した。また、警察庁や被害者支援団体関係者とも意見交換の場を持っている。

### 3) 青森県内の産婦人科における対応

従来、地域の産婦人科医が被害者の診察や膣分泌物の採取・提出、診断書作成などについて個別に警察に協力していた。しかし、県内にある18警察署のうち、所轄内に産婦人科医療施設がある地域は10ヶ所に過ぎないため、地元での対応が困難なことがある。さらに、産婦人科医療施設がある地域においても分娩中止に伴う無床化により夜間・休日の対応が困難な場合もある。また、地元での産婦人科における診療を望まないため他地域まで被害者が出向くこともある。以上のように、実際の運用については問題点が少なくない。

青森県医師会では平成11年から、警察の依頼により所轄警察の性犯罪被害者担当警察官対象の研修会へ講師を派遣している（テーマ：「産婦人科医から見た性犯罪被害とその医学的対応」）。平成19年からは、国の性犯罪被害者に対する公費支援制度に対しても地域の産婦人科医が個別に対応していた。しかし、現場での運用上の混乱を解消するために、

平成22年度から青森県臨床産婦人科医会女性保健委員会において、全県的なシステム構築を検討中である。

### 性犯罪被害者に対する産婦人科医の役割と診療の実際

性犯罪被害者に対する診療において、産婦人科医は医学的役割と法的役割を有する（表1）。日本産婦人科医会女性保健部が作成した「産婦人科における性犯罪被害者対応マニュアル」を参考に診療を行う。

#### 1) 医学的役割

##### ① インフォームドコンセント

性犯罪被害者に対して、産婦人科における診察が必要な医学的理由を必ず説明し、診察の同意を得る。診察は被害を受けた直後においては精神的な負担になりうるが、被害者自身に心身のコントロールを取り戻させるきっかけとなる。

##### ② 正確な病歴聴取（婦人科歴）

最終月経、妊娠出産歴、性感染症の有無、避妊方法の有無を聴取・記載する。

##### ③ 身体的傷害を評価判定し治療

性犯罪被害者の約40%は、何らかの外傷を受けている（暴力を振るわれたり、抵抗したりしたことによる）。外傷は軽度で入院や

表 2 性犯罪被害者への自費診療に対する公費負担の対象項目

① 初診料 (投薬料及び検査料を含む)
② 初診に伴う院外投薬料
③ 初回処置料
・ 致傷に伴う処置料及び薬剤料
・ 子宮頸管粘液採取に伴う費用
・ 膣洗浄, 尿検査, 超音波検査に伴う費用
④ 性感染症検査費用 (再診料を含む)
・ 梅毒, HIV, クラミジア, トリコモナス, カンジダ, B 型肝炎, 淋病
⑤ 緊急避妊料
⑥ 人工妊娠中絶費用 (再診料を含む)
⑦ 診断書料 (1 通分)

外科的処置が必要のないものが多い。

全身の検索, 外傷の記録 (出血, 皮下出血, 擦過傷, 切創) を行う。外陰部外傷は, 特に性交経験がないか少ない女性や, 膣外陰の萎縮した老婦人に多くみられる。処女膜や膣部表面の切創, 外尿道口付近の切創, 膣裂傷 (膣円蓋部の裂傷で腸管が膣内に脱出することもあり得る) を検索するが, 咬創 (全身, 特に外陰部や乳房) や口腔内挿入による口腔内や喉頭の外傷について確認することもある。稀には外傷による出血や血腫形成などにより全身状態が悪化し, 治療を先行する場合もある。

外傷の有無・状況については, カルテ記載と診断書作成が必要である。外傷がない場合にも「外陰及び膣に外傷を認めない」等の記載が必要である。

④適切な培養検査を行い感染症があれば治療

⑤ B 型肝炎, C 型肝炎, 梅毒, HIV などの血液検査

性交渉感染症 (淋菌, クラミジア, トリコモナス, カンジダなど) について検査 (顕微鏡検査, 細菌培養, クラミジア抗原, クラミジア・淋菌核酸増幅同定法) を行う。必要あれば適切な時期に血清反応を行い, B 型肝炎, C 型肝炎, 梅毒, HIV についても検索を行うことがある。検査費用については, 梅毒, HIV, クラミジア, トリコモナス, カンジダ, B 型肝炎, 淋病については公費負担対象となる。

⑥予防的抗生物質などの投与

一般的には後日, 検査結果を確認してから治療するが, 被害者と相談のうえ, 予防的に抗生物質などの投与を行うこともある。

⑦望まない妊娠を避けるための治療

望まない妊娠のおそれがある場合には, 緊急避妊薬を処方し, その後の対応について説明する。現時点ではプラノバールによる Yuzpe 法, 今後はノルレボ錠を使用する。説明については, 日本産婦人科医会女性保健部会が作成した「あなたにも知って欲しい“緊急避妊ピル”のこと」を参考にする。費用は公費負担対象である。

⑧妊娠してしまった場合は人工妊娠中絶を考慮

妊娠してしまった場合は母体保護法指定医による人工妊娠中絶を考慮する。母体保護法第 14 条第 1 項第 2 号 (暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの) による。

青森県においては手術に関する費用は全額公費負担となる。DNA 鑑定のために内容物の一部の提出を求められることがある。

⑨カウンセリング

現時点では, 産婦人科医がカウンセリングまで行うことは困難である。実際には犯罪被害担当の女性警察官がカウンセラーの資格を有していることがあるのでフォローを依頼する。また精神科医・心療内科医, 心理療法士, 被害者の会への連携が必要な場合もある。

⑩フォローアップ

感染症の結果や緊急避妊の効果について再度外来を受診してもらう必要がある。また被害者・家族は被害を受けた時点では気が動転していて、病状の説明内容を理解していないことがあるので、後日、病状を再度説明することは重要である。

状況に応じて、外傷、感染症、妊娠、精神状態に対する検査治療の計画を立てたり、かかりつけ医や専門家への紹介が必要になったりすることもある。

## 2) 法的役割

### ①事件の正確な記述

実際には、同伴する警察官からおおよその状況を説明してもらうことで十分なことが多い。

### ②肉体的傷害の記録

性器の傷害のみならず全身の傷害状況についても記録する必要がある。被害時の負傷の有無により、強制わいせつ罪～強制わいせつ致死傷罪、強姦罪～強姦致死傷罪で刑罰の重さが異なる。

### ③サンプル採取

あらかじめ青森県警察本部の作成した「性犯罪被害者対応マニュアル」の内容を理解しておく必要がある。腔分泌液を検査キットの綿棒にて採取する。採取方法・注意事項については警察の資料を参照する。また、警察からの要望がある場合には、恥毛、爪下残留物、唾液などの検体採取に協力することもある。採取物の提出に際しては、任意提出書に署名捺印する。

### ④警察に報告していない場合

警察に報告せずに直接来院した場合には、被害者の同意を得て報告し、証拠を採取・保管することもある。

## 性犯罪被害者の診療を行うに当たっての留意事項

### 1) 警察署の所轄内に産婦人科医療機関がない場合

遠隔地からの診療の要請もあり得る。診察についての手順について十分に打ち合わせる

必要がある。

### 2) 性犯罪被害者の心理について

性暴力は、被害者の人権と尊厳を踏みにじる極めて悪質な犯罪である。被害者は身体的な被害のみならず、精神的にも深い傷を負っている。被害者が産婦人科を受診する場合に最も強く望むことは、被害にあったことは誰にも知られたくないこと、他の患者と顔を合わせたくないことである点に留意する。

来院に際しては、被害者への格別の理解と配慮が必要である。性犯罪は「人目につきにくい時間帯（夜間）」に起こることが多く、捜査員に付き添われての来院でも、できるだけ他の患者と出会うことのないように誘導することが望ましい。また、日中の通常の外来においては、警察官に付き添われて待合室で待機することは避けたい。被害者の誘導について、あらかじめ警察と産婦人科担当者・事務担当者との打ち合わせを行っておくことが望ましい。

診察に際しては、被害者の心理的・身体的なストレスを十分に理解し、看護師の立ち会いのもと、被害者の立場に立った診察・治療への心がけが必要である。

問診などへの配慮も求められる。必要な情報は予め警察官からも入手しておく。問診に際しては被害者と対等な立場に立つて行う。

診療が公費負担となる場合は、指定の請求書を使用し、後日、請求する。公費負担となる項目（表2）は決められているので、あらかじめ事務との調整も必要である。

### 3) 具体的な資料採取方法

警察から支給された検査キットの腔内容物採取用綿棒にて腔内容物を採取する。ゴム手袋を着用のうえ、腔内を洗浄する前に採取する。DNA鑑定に十分な量を採取する。

### 4) 警察へ被害届を出していない場合

性犯罪被害を受けていても、警察へ被害届を出さずに産婦人科を受診することがある。状況に応じて、警察の作成したリーフレット「青森県警察からのお知らせ～性犯罪被害に遭われた方へ～」を利用し被害の届出につい

て助言する。被害届が出された場合には診療について公費支援がなされる。診療後に届出をする可能性のある場合に備えて、腔内容物の資料採取を行い保管することもある。

### 今後の課題

以下の点については、今後も引き続き、青森県臨床産婦人科医会女性保健委員会において対応が協議されるべきものとする。

- 1) 医学的な対応の標準化：マニュアルの周知や研修会の開催
- 2) 身体的面だけでなく、長期にわたる精神的サポート体制の確立・連携
- 3) 指定医療機関での適切な対応
- 4) 産婦人科医との連携の充実：協力施設及び協力医（女性医師も含む）のリスト作成

### おわりに

専門職として協力する産婦人科医としての資質の向上と、性犯罪被害者の負担を減らす

ような全県的なシステムの構築が不可欠である。そのためには、青森県臨床産婦人科医会単体ではなく、県医師会等との密接な連携が不可欠であり、行政諸機関との情報交換および粘り強い交渉が大切だと思われる。

女性に対して身体的にも精神的にも大きな負担を強いる、この卑劣な性犯罪がなくなることが産婦人科医として願うものである。

### 文献

- 1) ACOG educational bulletin: Sexual Assault. 242. 1997.
- 2) 日本産婦人科医会女性保健委員会. 産婦人科医における性犯罪被害者対応マニュアル. 2008.
- 3) 青森県警察本部刑事部: 性犯罪被害者対応マニュアル. 2011.